

## 令和6年度旅行会社下見・仕入支援助成金交付要綱

### 第1条 目的

この事業は、旅行会社が募集型企画旅行商品（以下「旅行商品」という。）の造成を前提として島根県へ下見や仕入に訪れる場合の費用（以下「費用」という。）を助成することにより、旅行商品の造成を促進し、島根県の観光客の誘致拡大を目的とする。

### 第2条 助成対象者

この要綱に基づき、費用の助成の対象となる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている島根県以外に営業所を有する旅行会社の職員であること。
- (2) 島根県内に宿泊する旅行商品を造成するための下見や仕入であり、1年以内に発売する予定であること。
- (3) 当該年度内に、この要綱に基づく費用が助成されていないこと。
- (4) 下見や仕入に公益社団法人島根県観光連盟（以下「連盟」という。）または地元市町村の観光協会等が原則として随行するとともに意見交換を行うこと。
- (5) 訪問経験のない島根県の観光地または連盟が指定する観光地の下見や仕入を2カ所以上を行うこと。

### 第3条 助成対象経費及び額

- (1) この要綱に基づく費用の対象経費は次に掲げるものとし、実費から消費税及び地方消費税を除いた額の合計額の2分の1（1円未満切り捨て）を助成するものとする。ただし、訪問先に隠岐を含む場合は助成率を3分の2（1円未満切り捨て）に引き上げる。

#### ①交通費

- ▷往復の航空券代・JR代・高速バス代
- ▷公共交通を利用した場合の県内移動費（境港～隠岐間を含む）
- ▷レンタカー代（ガソリン代含む）
- ▷高速道路利用料

- ②宿泊費（島根県内に限る／1泊あたり15,000円上限 ※朝食代、夕食代を含む。ただし、アルコール等の飲料代は含まない。）

#### ③その他の諸経費（島根県内に限る）

- ▷入場料
- ▷駐車場代
- ▷ガイド料
- ▷昼食代（1回あたり1,500円上限）

- (2) 費用の助成は、原則として1申請当たり10万円を上限とする。

### 第4条 助成の申請

助成を受けようとする者は、島根県を訪れる10日以上前に下見・仕入支援申請書（様式第1号）を連盟まで提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税を除いて申請しなければならない。

## 第5条 助成の決定

- (1) 連盟は、前条による申請があった場合は内容を審査し、助成をすることに決定したときは、下見・仕入支援決定通知書（様式第2号）により申請を行った者（以下「助成決定者」という。）に通知する。
- (2) 助成の決定にあたっては、島根県の観光施策の方向性に即した旅行商品の造成の下見や仕入を優先的に採用するものとする。

## 第6条 実績等の報告

助成決定者は、島根県を訪問した後、速やかに、下見・仕入支援実績報告書兼精算書（様式第3号）に次の書類を添えて連盟に提出しなければならない。

- (1) 訪問レポート（別紙1）
- (2) 精算金額報告書（別紙2）
- (3) 領収書の写し

## 第7条 助成金の支払い

連盟は、前条による実績報告書兼精算書の提出を受けた場合は必要な検査を行い、助成が適正であると認めるときは支払金額を確定し、仕入・下見支援支払通知書（様式第4号）により助成決定者に通知するとともに速やかに指定された口座へ支払うものとする。

## 第8条 成果品の提出

助成決定者は、造成した旅行商品の成果品（パンフレット等）を2部、連盟に提出しなければならない。

## 第9条 送客実績の報告

助成決定者は、造成した旅行商品の送客実績が確定した際は、送客実績報告書（様式第5号）を連盟に提出しなければならない。

## 第10条 助成の決定の取消

助成決定者がこの要綱の規定に違反したとき、提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき、連盟が求める書類等の提出がされないとき等は、助成の決定を取り消すことができる。

## 第11条 雑則

本書に定めのない事項については、連盟が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和6年3月28日から施行する。